

令和 7 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業）
交通システムの省CO2 化に向けた設備整備事業
（L R T 導入利用促進事業）
概要

令和 7 年 5 月
（公募説明資料）

一般社団法人 地域循環共生社会連携協会

Ver. 1



内容（目次）

補助事業全般について

I . 補助事業の概要

1 . 補助金の目的と性格

2 . 補助対象となる事業

3 . 補助事業者の選定方法及び審査基準

4 . 応募に当たっての留意事項

5 . 応募の方法

6 . 問い合わせ先

II . 補助事業（採択以降）の留意事項等について

補助事業について

L R T 導入利用促進事業『LRT』

補助事業全般について

I . 補助事業の概要

1. 補助金の目的と性格①

- 本補助金は、マイカー等から公共交通機関等の低炭素な交通手段への転換を促進すること、及び鉄軌道分野の省エネ・省CO2化を図ることで 運輸部門のCO2削減に寄与することを目的としております。
- 事業の実施により確実なエネルギー起源CO2の排出量削減が実現されるよう、事業の具体的計画内容及びCO2排出削減量の算出に関する根拠、考え方について明示していただきます。

1. 補助金の目的と性格②

- 補助事業は、法律及び交付規程等の定めに従い適正に行っていただく必要があります。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「**適正化法**」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「**適正化法施行令**」という。）、本補助金の交付要綱・実施要領の規定によるほか、**交付規程**の定めるところに従い実施していただきます。

これらの規定を遵守していない場合、交付決定を取消しする場合もあります。また、補助事業完了後、その効果が発現していない場合、補助金返還を求める場合もあります。

ポイント👉

- ・事業開始(契約・発注)は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・事業完了(検収確認)後も、環境省に対する事業報告書（二酸化炭素削減量の実績把握等）の提出や適正な財産管理を行い、効率的運用を図る必要があります。
- ・補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、環境省または協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消しすることもあります。

2. 補助対象となる事業①

LRT導入利用促進事業

略称：『LRT』

2. 補助対象となる事業②

【対象事業の基本的要件】

- ア. 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること。
- イ. 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- ウ. 提案内容に、事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が根拠に基づき明確に示されていること。
- エ. 別紙 1 に示す暴力団排除に関する誓約書に誓約できるものであること。
- オ. 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む）を受けていないこと（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む）。

⇒ 事業の要件は、「補助事業について」で説明。

2. 補助対象となる事業③

【共同実施】

複数で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が、各事業の「補助金の交付をできる事業者」に該当することが必要となります。

補助事業に参画するすべての事業者のうち1者を、本補助金の応募等を行い交付の対象者となる「代表事業者」とし、他の事業者を共同事業者とします。

＜代表事業者について＞

補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

本事業の応募申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

※代表事業者・共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できません。

2. 補助対象となる事業④

○ファイナンスリースを利用する場合

代表事業者は、ファイナンスリース事業者となります。

リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

応募申請書に、上記内容を確認できるリース見積書等を添付してください。

3. 補助事業者の選定方法及び審査基準

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て予算の範囲内で選定します。審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果により付帯条件、あるいは応募申請された計画の変更を求める場合があります。

(2) 審査について

提出された応募書類をもとに、①補助要件確認審査、②外部有識者等から構成される審査委員会において承認された審査基準に照らした審査を厳正に行います。

【補助要件確認審査ポイント】

- ・ 交付規程及び公募要領に定める各補助要件を満たしているか。
なお、要件を満たしていないと判断される提出書類については、審査対象外とし、不採択とします。
- ・ 必要な書類が漏れなく提出されているか。
- ・ 提出書類に記載された内容について明確な根拠に基づき記載されているか。
- ・ 説明に必要な資料が添付されているか。

⇒事業の主な審査のポイントは、「補助事業について」で説明。

4. 応募に当たっての留意事項

【複数年度にわたる事業】

- ・ **単年度ごとに交付申請**を行い、補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた補助金を交付します。
- ・ 次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ交付します。

なお、複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付していただく場合があります。

【事業報告書の提出（様式第17）】〔交付規程 第16条〕

- ・ 補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間の期間、各年度終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（4月30日まで）に**事業報告書を環境大臣に提出**していただきます。また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに提出していただきます。

【現地調査】

- ・ 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その事業実施中又は完了後、必要に応じて、現地調査等を実施することがあります。

5. 応募の方法①

【公募期間】

- ・ 申請期間：令和7年5月26日（月）～6月27日（金）17:00必着
※期限を過ぎて受領したもののうち、遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

【提出方法及び提出先】

- ・ J グランツ/jGrants による提出
- ・ 電子メールによる提出

※応募申請書類は必ずJグランツ/jGrants（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）もしくは協会ホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

※ 紙媒体による提出は受け付けません。

5. 応募方法等②

【J グランツ/jGrants による提出】

応募申請書類を公募期間内（厳守）に J グランツ/jGrants（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）により提出してください。

※J グランツ（デジタル庁） <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※J グランツ よくあるご質問（デジタル庁）

<https://www.jgrants-portal.go.jp/faq>

<https://fs2.jgrants-portal.go.jp/QAList.pdf>

なお、J グランツでの申請にあたっては、事前に「G ビズ ID / gBizID」アカウントの取得が必要となります。アカウントの取得には 2 週間程度必要なため、「G ビズ ID」アカウントが未取得の場合は応募手続きに間に合うようにアカウントを取得してください。

G ビズ ID（デジタル庁） <https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

5. 応募方法等③

【J グランツを使用できない場合（電子メールによる提出）】

J グランツを使用できない場合に限り、電子メールによる提出を受け付けます。

電子メールの件名は、以下の記入例に倣って件名に（代表）事業者名を記入してください。また、容量により複数回で送信する場合は、件名の最後に（何通目/全体数）の形式で記入してください。送付いただく資料は元のデータ形式での送信が可能な場合はPDFに変換しない等、容量が重くなりすぎないようにご注意ください。

<メール件名記入例>

記入例： LRT応募申請書【株式会社〇〇】（1 / 2）

<メール申請の宛先>

E-mail : koutsu07@rcespa.jp

5. 応募の方法②

【応募書類】 以下のファイル名でご提出ください。 () 内は説明書きです。

0,1,2_様式 1, 2, 3_応募申請書,実施計画書,経費内訳 (※Excel形式)

3_公共交通に関する計画

(省CO₂を目的に掲げた公共交通に関する計画。LRT事業を実施する場所が確認でき、申請した事業であることが特定できるもの。現計画へは記載されていないが計画改定にあたり記載を予定している場合は、その証明となるもの(検討中の計画案など)。)

4_仕様書 (導入設備、車両の仕様書)

5_事業実施場所 (事業を行う場所の図面と設置配置図)

6_CO₂削減効果の算定根拠

7_仕様見込年数 (導入設備の使用見込年数を設定した根拠(理由))

11_事業実施スケジュール

12_その他

13_見積書 又は積算資料 (様式3に記載した金額の根拠が分かる書類)

14_業務概要 (申請者の業務概要がわかる企業パンフレット等)

15_定款 又は寄附行為

16_経理状況説明書 (直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書)

17~19_ (共同事業者がいる場合は、上記14~16について共同事業者のものも添付)

0~19 のデータをメール送信

※申請者が地方公共団体の場合は**14~19**は不要。ただし**16**に申請年度の予算書を添付すること。

5. 応募の方法③

番号	資料番号及びファイル名	LRT	チェック欄
0		○	
1	0,1,2_様式1,2,3_応募申請書、実施計画書、経費内訳	○	
2		○	
3	3_公共交通に関する計画 (省CO2を目的に掲げた公共交通に関する計画。LRT・BRT事業を実施する場所が確認でき、申請した事業であることが特定できるもの。現計画へは記載されていないが計画改定にあたり記載を予定している場合は、その証明となるもの(検討中の計画案など)。)	○	
4	4_仕様書 (導入設備、車両の仕様書)	○	
5	5_事業実施場所 (事業を行う場所の図面と設備配置図)	○	
6	6_CO2削減効果の算定根拠	○	
7	7_使用見込年数 (導入設備の使用見込年数を設定した根拠(理由))	○	
8	8_事業の実施体制	任意	
9	9_設備・車両の維持管理体制	任意	
10	10_資金計画 (事業に関する収支と資金の調達計画(方法))	任意	
11	11_事業実施スケジュール	○	
12	12_その他	任意	
13	13_見積書 又は積算資料 (様式3に記載の金額の根拠が分かる書類)	○	
14	14_業務概要 (代表事業者の企業パンフレット等)	○	
15	15_定款 又は寄付行為 (代表事業者の定款又は寄付行為)	○	
16	16_経理状況説明書 (代表事業者の直近2ヵ年度分の貸借対照表および損益計算書)	○	
17	17_共同事業者の業務概要 (企業パンフレット等)	○	
18	18_共同事業者の定款又は寄付行為	○	
19	19_共同事業者の経理状況説明書 (直近2ヵ年度分の貸借対照表および損益計算書)	○	

※資料14、15、17、18、19 地方公共団体は不要

※資料16 地方公共団体は予算書を添付

【提出書類等】

* 各事業の提出が必要な書類は、
応募申請書データ内の
「応募申請時提出書類等一覧」
を確認してください。

* 電子ファイルには「応募申請時
提出書類等一覧」に記載の番号
を付け、番号順に整理してくだ
さい。

6. 問い合わせ先

電子メールにて、問い合わせ願います。

メール件名に、法人名及び事業名（略称）を必ず記入して下さい。

<記入例>

【株式会社〇〇〇】LRT問い合わせ

<問い合わせ先>

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 事業部

メールアドレス：koutsu07@rcespa.jp

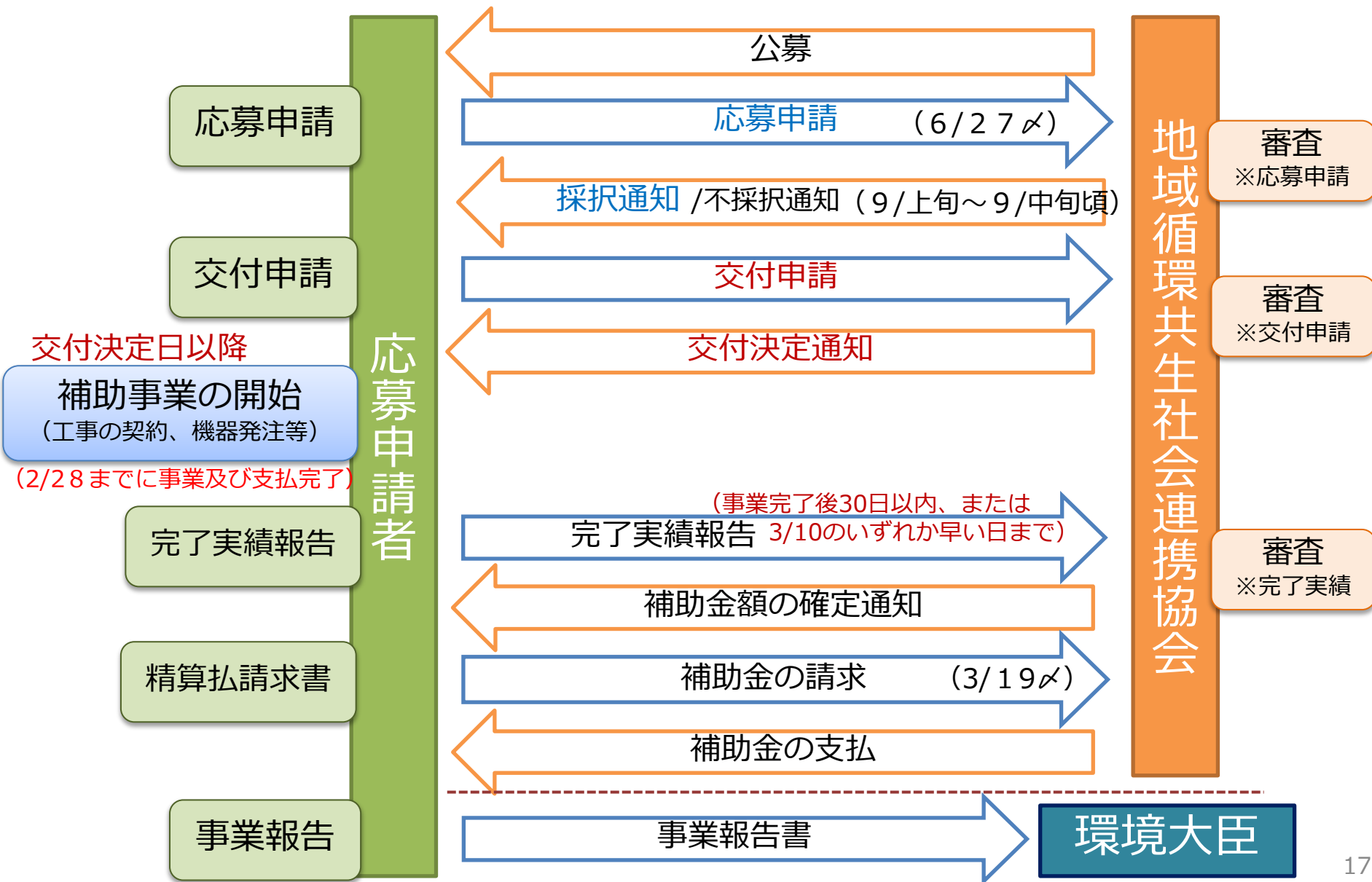
<問い合わせ期間>

令和7年6月20日（金）17時まで

※ 回答に時間を要することがありますので、早めのお問合せをお願いします。

＜参考＞ 補助事業の流れ

応募申請・採択通知・交付決定通知から事業開始・補助金の支払まで



Ⅱ .補助事業（採択以降）の 留意事項等について

Ⅱ . 補助事業（採択以降）の留意事項等について①

公募要領 pp.14-15

【事業の開始】

採択通知後、交付申請書をご提出いただき、補助事業は、交付決定後（交付決定日以降）、事業開始となります。

交付決定日以前に契約（発注）等を行った経費は、補助対象とはなりません。

【完了実績報告書（様式第12）の提出】 [交付規程 第11条]

翌年2月末日までに補助事業を完了（複数年事業の場合も各年度の2月末日までに完了）し、事業完了後30日以内、または3月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出していただきます。

【利益等排除】

補助対象経費の中に、自社製品の調達（工事を含む）がある場合、補助事業者の利益等相当額を排除してください。

Ⅱ . 補助事業（採択以降）の留意事項等について②

公募要領 pp.15-16

【経理書類の保管】 [交付規程 第8条 第1項 第八号]

補助事業の経費については、**経理帳簿及び証拠書類を他の経理と明確に区分して整理し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年又は法定耐用年数期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。**

【取得財産の管理】 [交付規程 第8条 第1項 第十三号、第十四号]

補助事業により取得、または効用が増加した価格が単価50万円以上の財産について、**取得財産等管理台帳を備え、補助事業により取得した旨を明示。それらの財産について、法定耐用年数中、処分制限あり。期間内に、処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保、取壊し、廃棄）する場合は、事前に協会に申請・承認が必要。**

【圧縮記帳】

補助事業者が法人の場合、**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（圧縮記帳）の規定（法人税法 第42条）の適用を受けることができる。**

なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、**所轄の税務署等**にご相談ください。

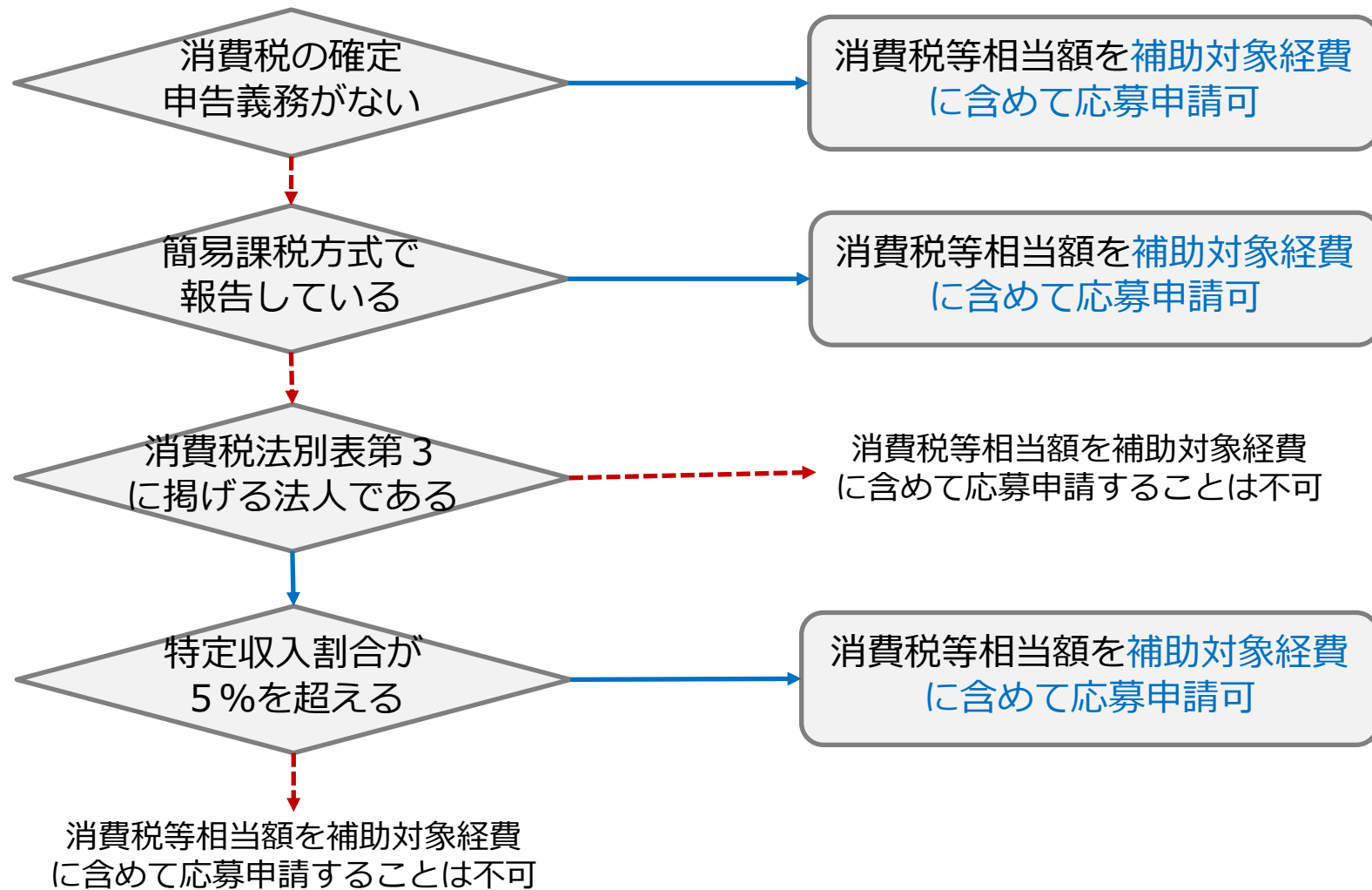
【消費税、地方消費税の取扱い】 [交付規程 第4条 第2項]

消費税及び地方消費税相当額は、**補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください（本資料pp.19～20の参考を参照してください）。**

<参考> 消費税及び地方消費税相当額について

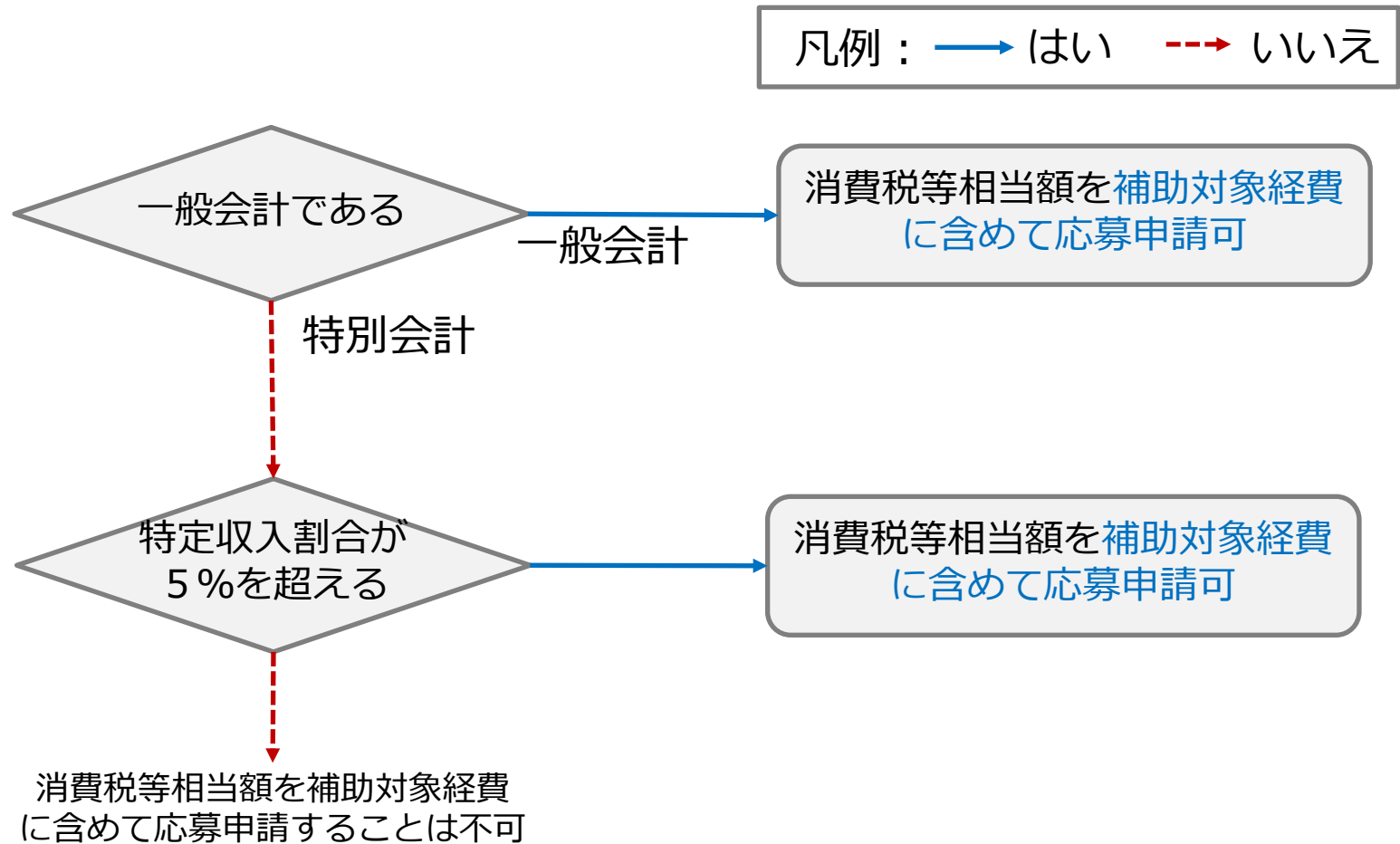
【地方公共団体以外】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例： → はい - - - → いいえ



<参考> 消費税及び地方消費税相当額について

【地方公共団体】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート



＜参考＞ 消費税及び地方消費税相当額について

公募要領 p.16

【補足】 [交付規程 第8条 第1項 第十号]

消費税等相当額を補助対象経費に含めて交付の申請がなされたものについては、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還が発生した場合は、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

補助事業について

【事業の目的】

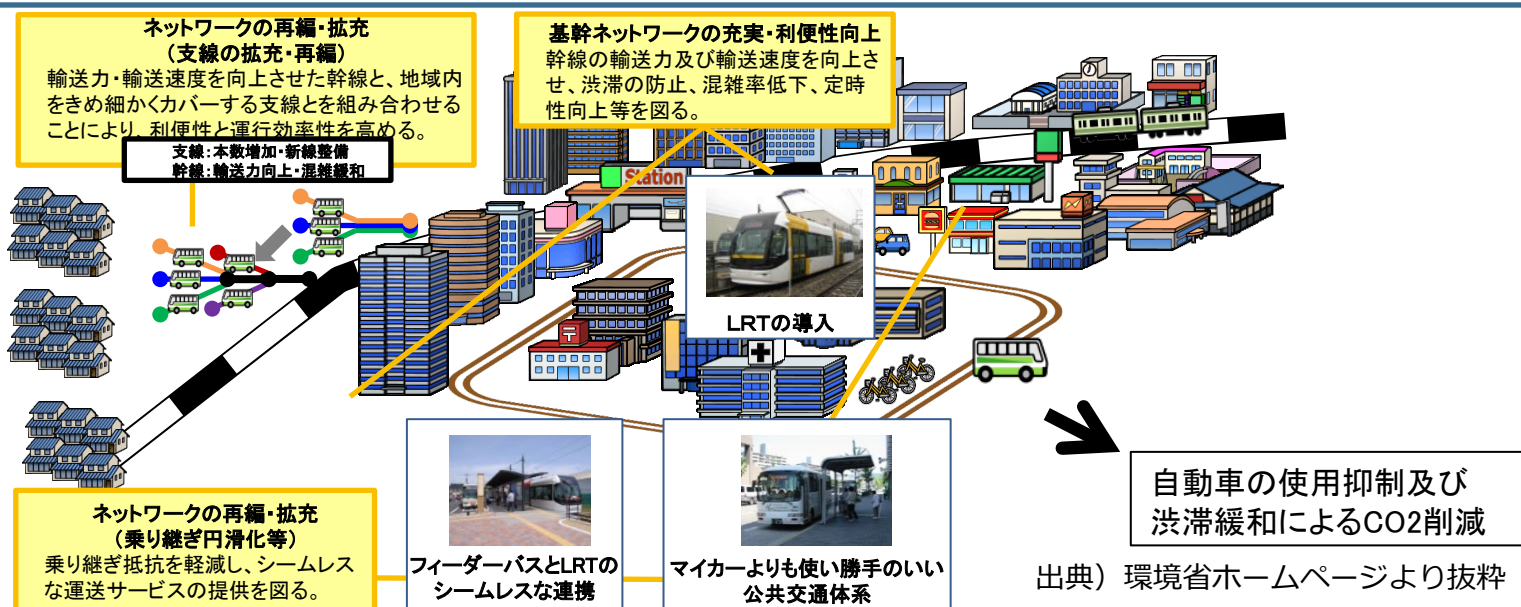
事業目的

低炭素型の社会を目指し、
マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの
再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援



マイカーからCO₂排出量の少ない公共交通へのシフトを促進し、
エネルギー起源CO₂排出抑制を図り、もって地球環境の保全に資する

イメージ



【対象事業の要件①】

公募要領 pp.5-6

「省CO2を目的に掲げた公共交通に関する計画」に基づく、
LRT導入のために必要な設備・車両等を導入する事業。

[必須事業] ※必須事業のみでも可	[選択事業] ※必ずしも選択する必要はない
幹線系統における輸送力又は 速達性の向上のための LRTシステムの 整備に伴う車両の導入	幹線系統における輸送力又は 速達性の向上のための LRTシステムの 整備と併せた情報通信技術を活用した システムの整備事業 (乗継情報提供システム、ロケーショ ンシステム、I Cカードシステム及び P T P S等の整備事業)

補助対象経費の計上にあたっては、補助事業の目的を達成するための必要
最低限の内容のみとすること。

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (ア) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- (イ) 民間企業
- (ウ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (エ) 設備等を（ア）から（ウ）の者に対し、ファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業
- (オ) その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者（法人格を有する者に限る。）

【補助金の交付額及び補助事業実施期間】

公募要領 p.7
別表第 1

○補助金の交付額

表に掲げる補助事業を行うために直接必要な経費であって、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

以下に掲げる補助対象経費に補助率を乗じた金額。

補助対象経費	補助率
事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、交付規程の別表第 2 に定めるものとする。）	LRT : <u>2分の1以下</u>

○補助事業期間

補助事業の実施期間は、**3 年度以内**です。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。また、令和 7 年度事業については、交付決定の日から令和 8 年 2 月 28 日までに完了する必要があります。

【主な審査のポイント】

公募要領 p.8

①事業の実施体制

- ・ 施工監理や経理、組織間連携等の体制の妥当性、地方公共団体との協力体制

②整備後の事業の実施体制

- ・ 導入する設備等の運営・維持管理計画の妥当性

③資金計画

- ・ 資金計画の妥当性

④補助対象事業の内容

- ・ 地域課題への対応及び公益性が高い事業としての妥当性並びに省CO2設備等の普及促進のために行うモデル事業としての妥当性

⑤マイカーから公共交通機関への転換を促進する措置

- ・ マイカーから公共交通への転換を図る上での事業内容の適切性と妥当性

⑥見積価格・積算内容

- ・ 見積価格及び積算価格の妥当性

⑦CO2削減効果の算定

- ・ 公募要領別紙2及び様式2を参照し、適正に算出すること
- ・ CO2の削減効果に係る算出方法の妥当性（検証可能な数値に基づき定量的に把握可能か）

⑧費用対効果

- ・ イニシャルコストから算出した単位当たりのCO2削減費用の妥当性

⑨加点項目

- ・ 本補助事業にて導入する設備・車両等の稼働、導入車両を整備または管理する拠点の運用に再生可能エネルギー由来の電力を活用する事業に対して加点を行う。
- ・ 2050年のカーボンニュートラル達成を目標として設定している場合、内容に応じて加点を行う。
(目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページのURLの記載又は該当資料の添付すること)
- ・ デコ活応援団(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)への参画をしている場合は加点を行う。
- ・ デコ活宣言(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)の実施をしている場合は加点を行う。

令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業)
交通システムの省CO₂化に向けた設備整備事業
(L R T 導入利用促進事業)
概要

改訂履歴

令和7年5月26日 Ver.1 初版